

## ☆独立行政法人、公益法人等整理合理化案（座長案）

### I. 独立行政法人、特別民間法人

#### <独法>

①

国立病院機構(国立病院系)と労働者健康福祉機構(労災病院系)を統合し、双方の病院(計 174)を民営化を含め整理・統合する。

旧厚生省、旧労働省時代から培ってきた双方のネットワーク機能をフルに生かす狙いから、まずは統合する。統合後、144 ある国立病院、30 ある労災病院から成る双方の病院群を、政策医療及び地域医療充実の観点から、民営化を含め整理・統合する。その際、労災看護専門学校等の付帯機能は廃止・統合の方向で見直す。

②

国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所を統合する。

食と医薬の研究のシナジー効果を高め、たとえば食物やサプリメントに対する飲み薬の影響の研究など、生活に密着した安心対応型の研究成果が期待できる。

③

労働政策研究・研修機構(JILPT)は、政策研究機能を強化するため、「同独法を廃止・国が直営」する案を含め、同機構と事業のあり方についてさらに検討を進める。

1990年代後半から始まった非正規雇用拡大を柱とする雇用状況の一大変化により、若者の雇用の不安定化、格差問題の深刻化が進むが、これに対し労働政策の面から十分なレスポンスがなされたとは言い難い。労働政策の貧困が、こうした問題を招いた一因となったことは否定できず、労働政策の基盤を成す研究機能の抜本的な改革が求められる。その一環として、研究のコア機能を独法から本省に移し、本省の本来的機能を強化すべき、との選択肢も考えられる。

当面の対応として、一

- ・ 研究機能については、現状では不十分なため、これを強化し、民間を活用する。
- ・ 研修機能については、労働大学校の廃止(施設は売却)を含む改革案をまとめる方向で議論していた当第8回委員会(12月17日実施)で、各省庁の研修機能を統合・集約化する政府方針を事務局から知るに至り、当委員会の結論を保留とした。

### <特別民間法人>

④

中央労働災害防止協会は解散もしくは特例民法法人、営利法人とし、設立の根拠とされる特別民間法人制度は廃止する。

労災保険財源から補助金等を受給しながら活動内容が著しく不透明で、過去にコンプライアンス違反(2006年に東京国税局の税務調査が入り、厚労省の委託費、補助金の不正支出が指摘される)もあり、解散させるのが至当である。あるいは法人の判断で、特例民法法人か、出版事業を生かした営利法人の道を選ぶことも可能である。

「特別民間法人」は、その意義が分かりにくく、不透明な法人形態ゆえに制度として廃止すべきである。総務省によると、特別民間法人の定義は以下のようになっている。

「特別の法律により設立される民間法人とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)」

このような不明朗な制度が、中央労働災害防止協会の前出の不祥事を引き起こす温床になった、とも指摘される。

## Ⅱ. 公益法人

制度・慣行、契約などの問題に対し“横串”する形で、以下のように整理合理化を図る。

- ① 行政代行的な機能を担う、いわゆる「指定法人」については原則、廃止の方向で見直す。

民間参入の道を開くため、たとえば介護労働安定センターのような「全国で1つ」に限った指定法人をはじめ、すべての指定法人について原則、廃止の方向で全面的に見直す。その方策として、全指定法人について「指定」を根拠づけている個別の指定根拠法令(たとえば介護労働安定センターの場合、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)から「指定」を削除し、それぞれの委託事業等に関し見直しを行う。国家試験・資格等の事業の中で例外的ケースを設ける必要があると認められる場合は、その交付先選定理由の情報公開及びプロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定・適用する。

- ② 登録に基づく事業は、民間参入の道を開くため登録要件の緩和・見直しを行い、たとえば日本ボイラ協会のような場合、「複数登録」を広げ、競争性を導入する。

- ③ 「特定の補助金等を特定の法人に毎年度支出する」慣行は廃止する。たとえば、こども未来財団のような場合、支出先を一般公募、競争性を導入する。

- ④ 委託事業を他法人に丸投げするなどで、受け取った補助金等を第三者に再交付する、たとえば、ヒューマンサイエンス振興財団のようないわゆる“トンネル法人”に対しては、必要性が認められる事業のみ補助金等を本省から直接、事業実施法人に交付する仕組みに改める。

- ⑤ 国の補助金等が年収の3分の2以上を占める、たとえば、こども未来財団のような“丸抱え法人”に対しては、補助金事業内容など理由を情報公開し、必要性が認められない事業に対しては補助金等は廃止する。
- ⑥ 国家試験、資格付与を実施する、たとえば社会福祉振興・試験センター、柔道整復研修試験財団のような法人の場合、必要性を検証した上で整理・統合し、直接費用を反映した適正な料金体系とする。
- ⑦ 障害者施設や介護施設の運営法人については、独法・のぞみの園を含め入居者の高齢化と希望を考慮し、たとえば労災サポートセンターのような場合、特別養護老人ホームや社会福祉法人施設、地方自治体施設など類似施設の活用を検討する。
- ⑧ 国の助成事業や委託研究事業などの成果および主な契約に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報開示について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける。
- ⑨ 類似法人は事業の必要性が認められる場合は整理・統合する。
- ⑩ 随意契約の「原則、廃止」(会計法第29条)の適用を徹底させるために、同条を改正し、罰則・公表規定を追加する。この実現に向け、厚労省は省令等の制定など必要な措置を取る。
- ⑪ コンプライアンス違反を犯した、たとえば雇用開発協会のような法人に対しては、当該法人の廃止、国や独法からの補助金等や契約・取引の停止など厳正な処分を行う。